

令和7年度第3回 利根町下水道事業運営協議会

下水道使用料適正化

令和7年11月12日

目次

1 前回までの振り返り

- 1-1 使用料対象経費と使用料収入の比較
- 1-2 資産維持費について
- 1-3 使用料改定水準
- 1-4 使用料体系見直しの方向性
- 1-5 使用料適正化に向けたスケジュール

2 使用料対象経費について

- 2-1 使用料体系設定のフロー
- 2-2 使用料対象経費の分解

3 使用者群について

- 3-1 使用料体系設定のフロー
- 3-2 使用者群の区分

4 基本使用料と累進度について

- 4-1 使用料体系設定のフロー
- 4-2 基本使用料の設定
- 4-3 累進度の設定

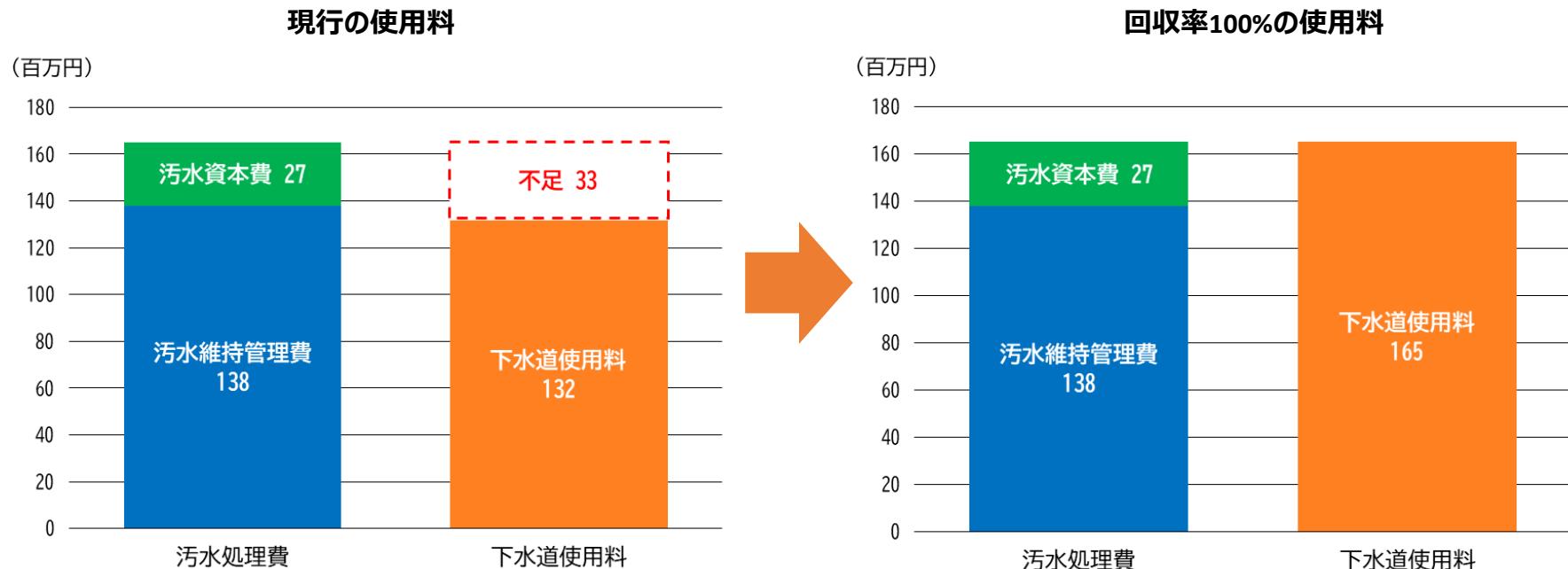
5 使用料体系の検討

- 5-1 使用料体系設定のフロー
- 5-2 使用料体系別・水量別 使用料比較
- 5-3 県内における使用料比較
- 5-4 使用料体系（案）と他団体との比較
- 5-5 近隣市町村における使用料比較
- 5-6 類似団体における使用料比較

1 前回までの振り返り

1-1 使用料対象経費と使用料収入の比較

- 年平均不足額 3千3百万円は
- ただし「資産維持費」を見込んでいない



1 前回までの振り返り

1-2 資産維持費について

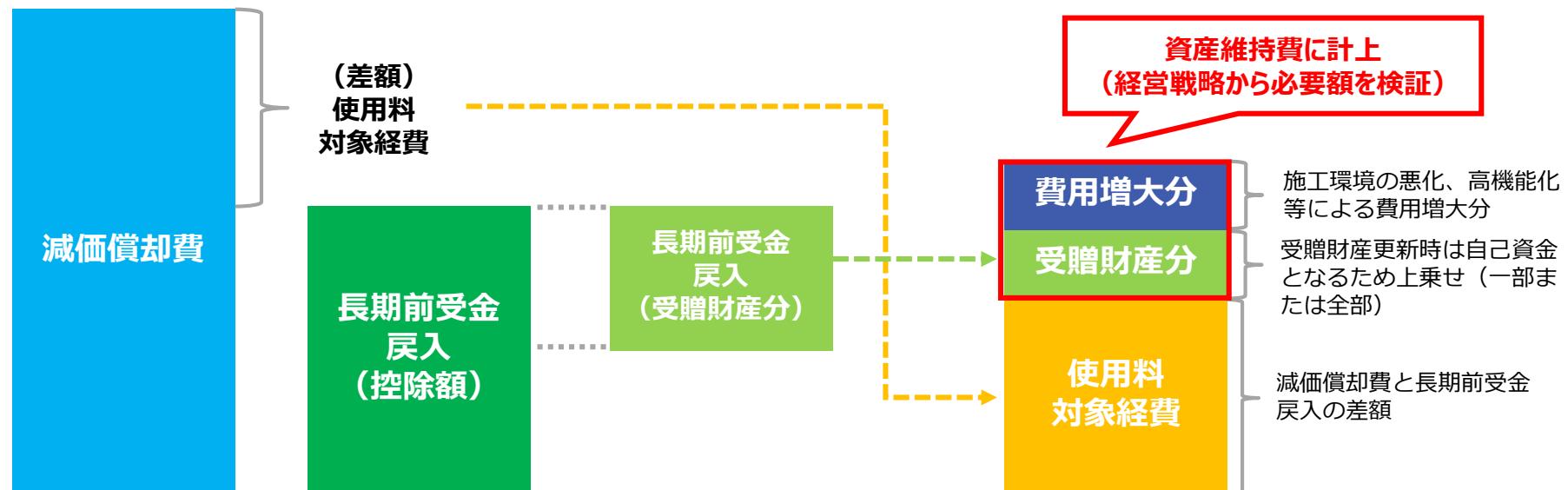
※ 総務省資料を参考に作成

資産維持費の概要

出典：『下水道使用料の基本的考え方』（公益社団法人日本下水道協会）

- 将来の更新需要が施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大
- 実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分）
- 使用者負担の**期間的公平等を確保する**
- 適正かつ効率的、効果的な**中長期の改築（更新）計画**に基づいて算定

当町は有形固定資産の半分近くを受贈財産が占めているという特殊な状況



1 前回までの振り返り

1-2 資産維持費について

第2回協議会におけるご意見等

- 資産維持費を中長期の改築計画に基づいて算定すべきなのか
- 人口が減らないうちに負担をお願いする

資産維持費の目的

安定した下水道サービスを持続的に提供する

■ 財源確保の確実性

将来の施設更新に必要な財源を適切に見積り、使用料を通じて計画的に確保する

■ 世代間の公平性の確保

将来の大規模な改築費用をその時の利用者（将来世代）が一括して負担することになる

■ 施設の健全性の維持

中長期計画に基づき必要な財源を確保する（管路施設の法定耐用年数50年）

計画的かつ適切なタイミングで改築・更新が実行できるようにする

1 前回までの振り返り

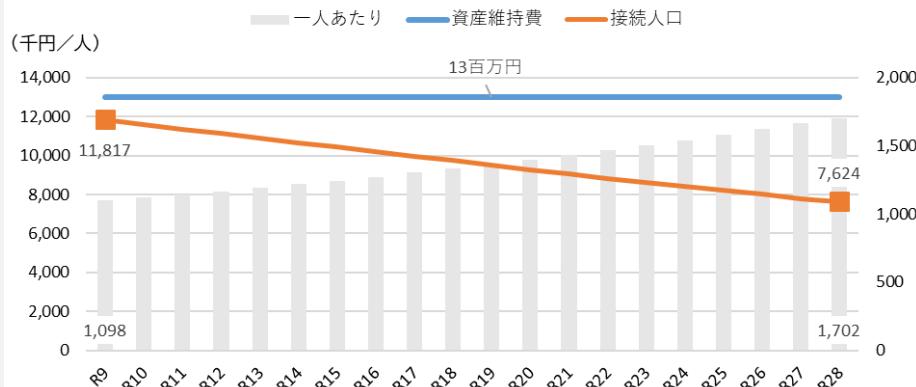
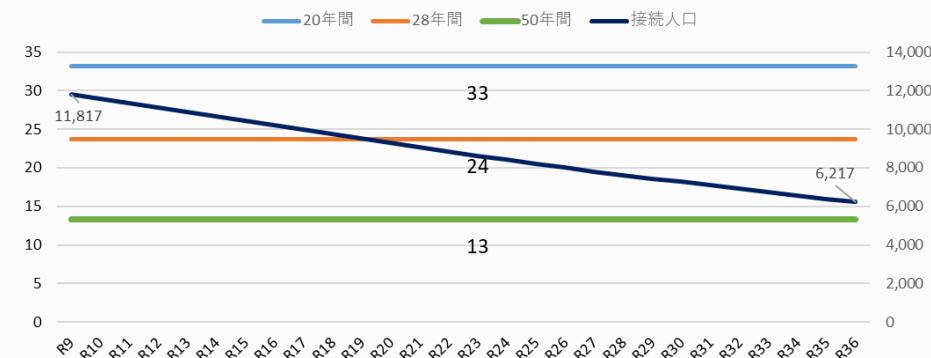
1-2 資産維持費について

第2回協議会におけるご意見等

- 資産維持費を中長期の改築計画に基づいて算定すべきなのか
- 人口が減らないうちに負担をお願いする

試算期間の財源不足664百万円を
20年間・28年間・50年間で平準化した場合

20年間 3千3百万円
28年間 2千4百万円
50年間 1千3百万円



資産維持費

④今後20年間で生じる財源不足額260百万円
20年間で平準化／年間 1千3百万円

人口減少に伴い下水道への接続している人も減る

一人あたり負担額は
R9年度 1,098円から R28年度 1,702円 約1.5倍

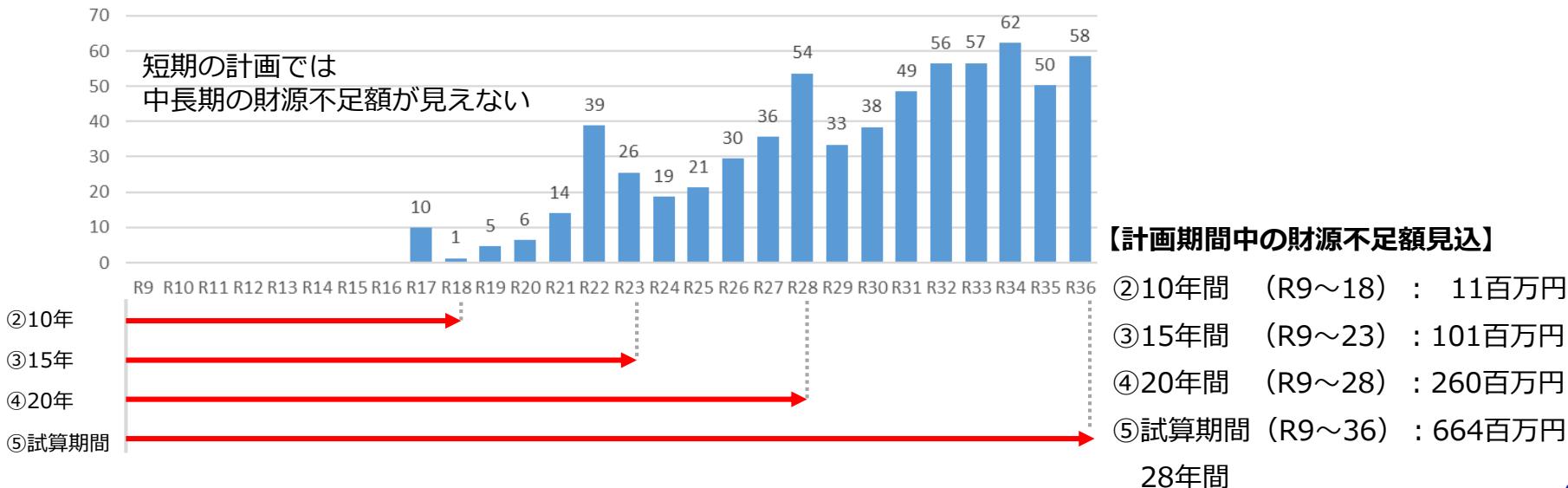
1 前回までの振り返り

1-3 使用料改定水準

第2回協議会において④の案が採択された

案	改定率	資産維持費 (年平均)	1m ³ あたりの 使用料単価	改定率 (目安)
①	資産維持費を算定しない	—	150.0 円	25.0 %
②	今後10年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	1百万円	151.0 円	25.9 %
③	今後15年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	7百万円	156.1 円	30.1 %
④	今後20年間で生じる財源不足額を資産維持費に設定	13百万円	161.8 円	34.8 %
⑤	経営戦略（投資・財政計画）の試算期間中（今後28年間）で生じる財源不足額を資産維持費に設定	24百万円	171.5 円	43.0 %

（百万円）



1 前回までの振り返り

1-4 下水道使用料体系見直しの方向性（国土交通省通知）

国土交通省通知（令和2年7月21日）

『下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について』より抜粋

（3）下水道使用料体系見直しの方向性

下水道使用料体系の設定は、社会経済情勢の変化を適時適切に反映させつつ、各地域における排水需要の実態や下水道事業の実情等を十分に勘案して行うこと。

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、使用水量の有無にかかわらず一定額を賦課する基本使用料と、使用水量の多寡に応じて水量と単位水量当たりの単価により算定した金額を賦課する従量使用料とを組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める**基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。**

なお、基本使用料収入の割合を高めることによる影響が生じないよう、必要に応じ、激変緩和を講ずるなど、適切に対応すること。

また、小口使用者の負担軽減のために、一部の大口使用者に過度な負担を強いることは、景気動向によって有収水量の多寡が大きく左右され、経営の不安定化につながるおそれがあるだけでなく、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある。

このため、従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーンに分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

さらに、基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

1 前回までの振り返り

1-4 下水道使用料体系見直しの方向性

検討内容	メリット	デメリット	方向性
一部使用料制	単純で分かりやすい 節水意識の向上	固定費回収の不安定性 利用者間の公平性	
二部使用料制	固定費回収の安定性 公平性の確保	料金体系が複雑 基本使用料があるため節水努力が 使用料の低下につながりにくい	二部使用料制 基本使用料 の導入
基本使用料	固定費回収の安定性 施設維持費の回収 水を使わなくても施設の維持 費はかかる	使用水量が少ない場合の割高感 基本使用料があるため節水努力が 使用料の低下につながりにくい	固定費回収 の安定性確保
基本水量	最低限の生活用水の確保	目的が不明確 節水意識の低下 公平性の確保	基本水量 無し 公平性の確保

1 前回までの振り返り

1-5 使用料適正化に向けたスケジュール

- 協議会は今回を含め計4回実施予定。
- 使用料（案）を決定後、協議会から町へ答申書を提出。

年	月	項目	内 容
R7	8月	第1回協議会（8/8）	<ul style="list-style-type: none">・経営戦略の振り返り・使用料体系、他団体比較・使用料適正化の方向性
	10月	第2回協議会（10/1）	<ul style="list-style-type: none">・使用料適正化の水準
	11月	第3回協議会（11/12）	具体的な使用料体系（案）の提示・協議 <ul style="list-style-type: none">・基本使用料の設定・従量使用料の設定（累進度、水量区分）・基本水量の有無
R8	1月	第4回協議会	使用料（案）、答申（案）の決定
		答申	答申書を提出（協議会⇒町）

2 使用料対象経費について

2-1 使用料体系設定のフロー

【使用料体系設定のフロー】

前回：使用料改定水準

使用料対象経費の分解

使用者群の区分

基本使用料の設定

累進度の設定

使用料体系の設定へ

【使用料対象経費の分解】

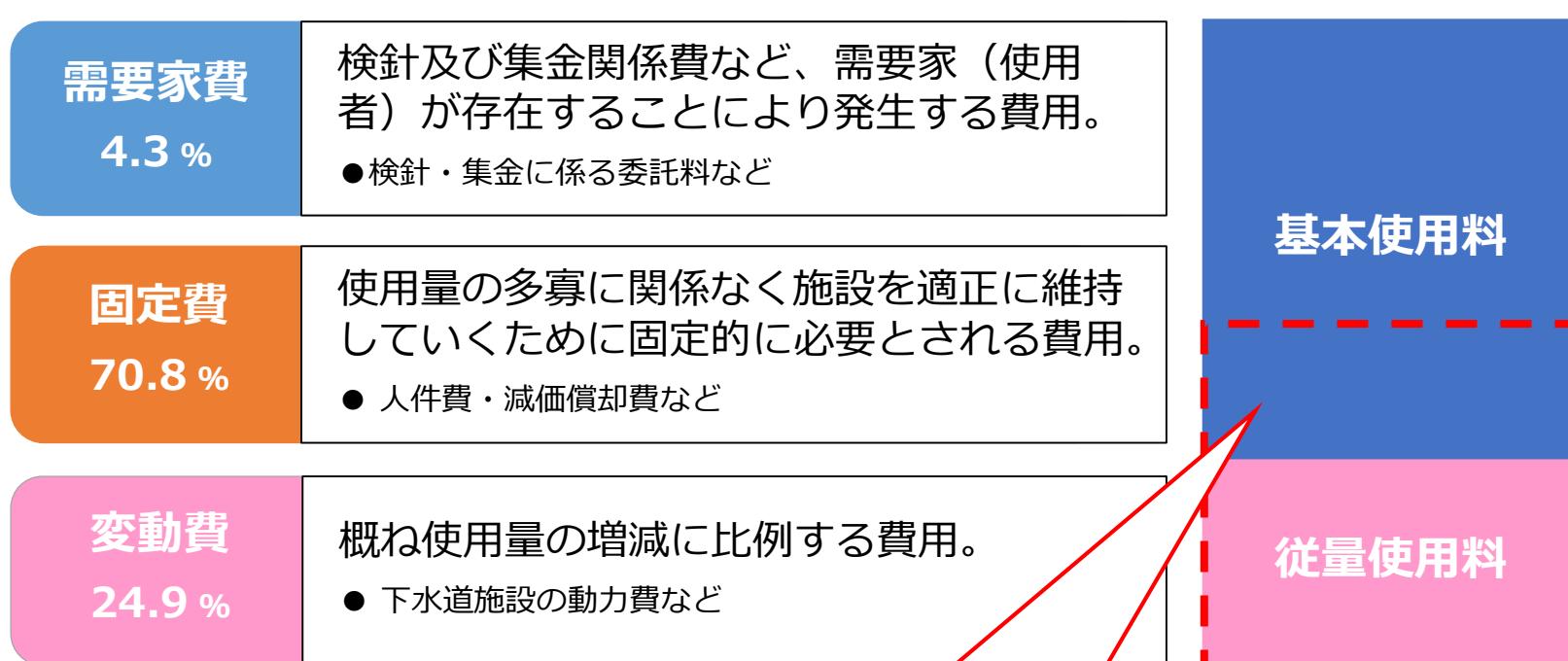
- ・下水道管理運営費（維持管理費、資産費）の算定
 - ・使用料の対象とならない控除額（公費負担分等）の算定
 - ・使用料収入（現行）と使用料対象経費を比較して収入不足額を確認
 - ・使用料改定率の目安を判断
-
- ・基本使用料、従量使用料等を定める際の基準として用いるために経費をその性質にしたがって分解
-
- ・使用料対象経費を個々の使用者に配賦する
 - ・使用者を幾つかのグループに分ける
-
- ・使用水量の有無に係わりなく賦課されるもの
-
- ・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦
 - ・大量排水者の使用水量の変動が生活排水等に比べ概して大きい
 - ・使用者間の負担の公平性の観点にも留意

2 使用料対象経費について

2-2 使用料対象経費の分解

- 下水道使用料対象経費（汚水処理費）は**需要家費・固定費・変動費**に分解されます。
- 需要家費・固定費を「**基本使用料**」に、変動費を「**従量使用料**」に配分します。
- ただし、公共下水道事業はいわゆる装置産業であり、管路や設備など固定費の割合が高く、固定費を基本使用料とすると、基本使用料が高額となってしまうため、**固定費の一部は従量使用料で賄っています**。

下水道使用料対象経費



※ 各経費の割合は使用料算定期間（R9～13）における使用料対象経費の割合

基本使用料が高額となるため、
固定費の一部は従量使用料で賄う

3 使用者群について

3-1 使用料体系設定のフロー

【使用者群の区分】

【使用料体系設定のフロー】

前回：使用料改定水準

- ・下水道管理運営費（維持管理費、資産費）の算定
- ・使用料の対象とならない控除額（公費負担分等）の算定
- ・使用料収入（現行）と使用料対象経費を比較して収入不足額を確認
- ・使用料改定率の目安を判断

使用料対象経費の分解

- ・基本使用料、従量使用料等を定める際の基準として用いるために経費をその性質にしたがって分解

使用者群の区分

- ・使用料対象経費を個々の使用者に配賦する
- ・使用者を幾つかのグループに分ける

基本使用料の設定

- ・使用水量の有無に係わりなく賦課されるもの

累進度の設定

- ・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦
- ・大量排水者の使用水量の変動が生活排水等に比べ概して大きい
- ・使用者間の負担の公平性の観点にも留意

使用料体系の検討へ

3 使用者群について

3-2 使用者群の区分

- 一般排水と特定排水を区分
- 一定量以上の汚水をすべて特定排水とし、それ未満の汚水を一般排水とすることも差し支えない

使用水量		R6						
		調定件数		使用水量		1件あたり 使用水量 (m³)	使用料 (税抜・円)	対象世帯・ 事業所数
		件数	割合	水量(m³)	割合			
0	0	3,511	4.9%	0	0.0%	0.00	0	547
1	5	7,296	10.2%	23,100	1.8%	3.17	2,772,000	1,306
6	10	11,797	16.5%	93,711	7.4%	7.94	11,245,320	1,980
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%	15.35	49,381,680	3,563
21	30	14,676	20.6%	362,520	28.6%	24.70	43,502,400	2,437
31	40	4,653	6.5%	161,153	12.7%	34.63	19,338,360	1,012
41	50	1,537	2.2%	68,821	5.4%	44.78	8,258,520	404
51	60	511	0.7%	28,090	2.2%	54.97	3,370,800	161
61	70	156	0.2%	10,055	0.8%	64.46	1,206,600	70
71	80	65	0.1%	4,874	0.4%	74.98	584,880	37
81	90	61	0.1%	5,239	0.4%	85.89	628,680	20
91	100	24	0.0%	2,276	0.2%	94.83	273,120	13
101	500	183	0.3%	43,525	3.4%	237.84	5,223,000	32
501	1,000	37	0.1%	25,466	2.0%	688.27	3,055,920	8
1,001		14	0.0%	25,075	2.0%	1,791.07	3,009,000	2
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%	17.74	151,850,280	11,592

東京都水道局 令和2年度生活用水実態調査より

世帯人員	使用水量
1人	8.1m³
2人	14.9m³
3人	19.9m³
4人	23.1m³
5人	27.8m³
6人	34.1m³

← 41～50m³
大部分が一般排水が占める

← 101m³～ 福祉施設、学校、スーパー、工場
← 501m³～ 福祉施設、学校、スーパー
← 1001m³～ 福祉施設

3 使用者群について

3-2 使用者群の区分

- 6人世帯の使用水量の平均 34.1m^3
 - $41\sim50\text{m}^3$ 大部分を一般排水が占める
- 最終水量区分 $51\text{m}^3\sim$

【採用】

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m^3)	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	30	14,676	20.6%	362,520	28.6%
31		7,241	10.2%	374,574	29.6%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

使用水量 $\sim 30\text{m}^3$
調定件数 89.8%
使用水量 70.4%

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m^3)	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	40	19,329	27.1%	523,673	41.4%
41		2,588	3.6%	213,421	16.9%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

使用水量 $\sim 40\text{m}^3$
調定件数 96.4%
使用水量 83.1%

使用水量		R6			
		調定件数		使用水量	
		件数	割合	水量(m^3)	割合
0	10	22,604	31.7%	116,811	9.2%
11	20	26,813	37.6%	411,514	32.5%
21	50	20,866	29.3%	592,494	46.8%
51		1,051	1.5%	144,600	11.4%
合計		71,334	100.0%	1,265,419	100.0%

使用水量 $\sim 50\text{m}^3$
調定件数 98.5%
使用水量 88.6%

4 基本使用料と累進度について

4-1 使用料体系設定のフロー 【基本使用料及び累進度の設定】

【使用料体系設定のフロー】

前回：使用料改定水準

- ・下水道管理運営費（維持管理費、資産費）の算定
- ・使用料の対象とならない控除額（公費負担分等）の算定
- ・使用料収入（現行）と使用料対象経費を比較して収入不足額を確認
- ・使用料改定率の目安を判断

使用料対象経費の分解

- ・基本使用料、従量使用料等を定める際の基準として用いるために経費をその性質にしたがって分解

使用者群の区分

- ・使用料対象経費を個々の使用者に配賦する
- ・使用者を幾つかのグループに分ける

基本使用料の設定

- ・使用水量の有無に係わりなく賦課されるもの

累進度の設定

- ・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦
- ・大量排水者の使用水量の変動が生活排水等に比べ概して大きい
- ・使用者間の負担の公平性の観点にも留意

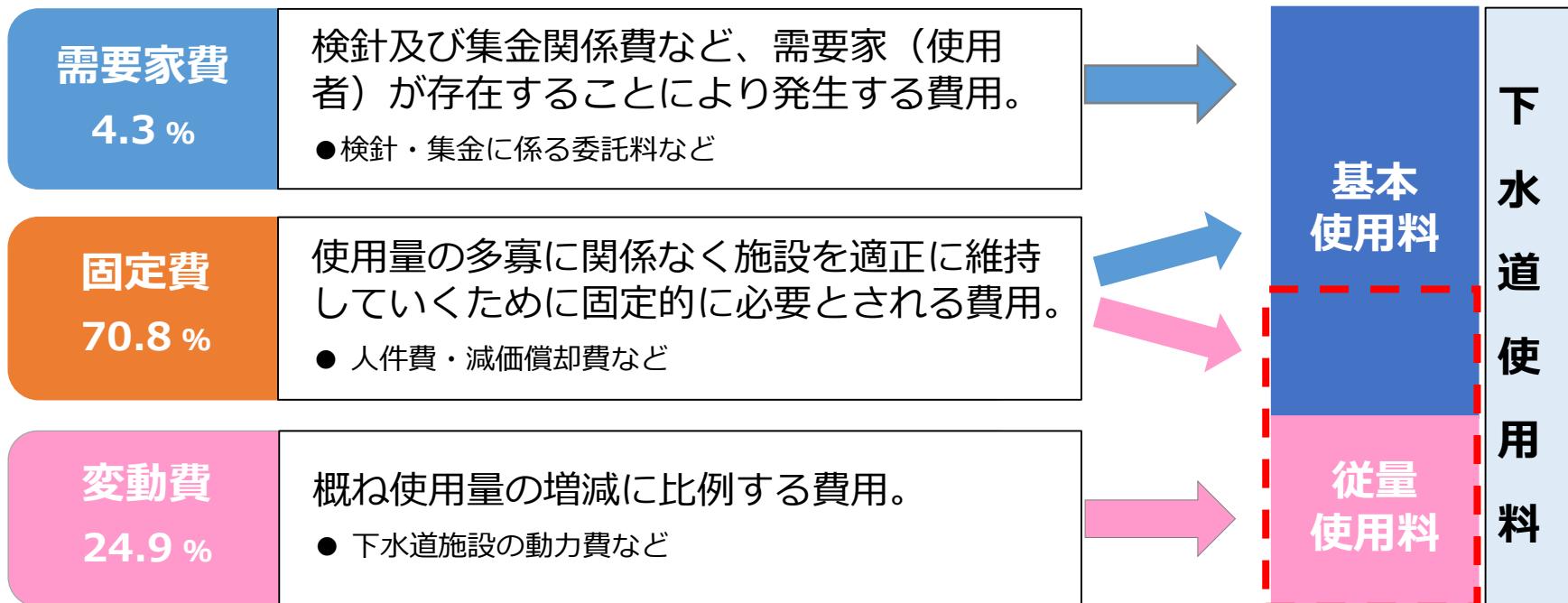
使用料体系の検討へ

4 基本使用料と累進度について

4-2 基本使用料の設定

- 需要家費・固定費を「**基本使用料**」に、変動費を「**従量使用料**」に配分します。
- 基本使用料が高額となってしまうため、固定費の一部は従量使用料で賄う。

下水道使用料対象経費



4 基本使用料と累進度について

4-2 基本使用料の設定

- 原則 基本使用料：需要家費 + 固定費 = 2,140円
- 基本使用料が高額となってしまうため、固定費の一部は従量使用料で賄う。
- 下水道使用料算定の基本的な考え方（日本下水道協会）の算定例

固定費の30%を基本使用料 = 案④ 3

検討内容	メリット	デメリット	方向性
基本使用料	固定費回収の安定性 施設維持費の回収 水を使わなくても施設の維持費はかかる	使用水量が少ない場合の割高感 基本使用料があるため節水努力が使用料の低下につながりにくい	固定費回収の安定性確保

下水道使用料対象経費	需要家費	案	基本使用料とする固定費の割合	基本使用料
	4.3 %	④ 1	38.6%	900円
	固定費 70.8 %	④ 2	33.7%	800円
	変動費 24.9 %	④ 3	30%	730円
		④ 4	23.7%	600円
		④ 5	18.8%	500円

4 基本使用料と累進度について

4-3 累進度の設定

- 企業努力として最低限行うべき1m³あたりの単価「150円」 ※繰出基準 参照
 $10m^3 \times 150\text{円} = 1,500\text{円}$ $20m^3 \times 150\text{円} = 3,000\text{円}$ を目安
- 汚水処理原価は可能な限りボリュームゾーンの需要家により賄うべき
使用料対象経費 の内訳（汚水処理原価:資産維持費 **92.7:7.3**）

水量区分		現行	案④1	案④2	案④3	案④4	案④5
基本使用料		0	900	800	730	600	500
従量使用料	1	10	120	60	70	77	90
	11	20	120	155	155	155	155
	21	50	120	158	161	163	167
	51		120	161	167	172	179
50m ³ までの回収率		92.7%	92.3%	92.1%	91.9%	91.6%	91.4%

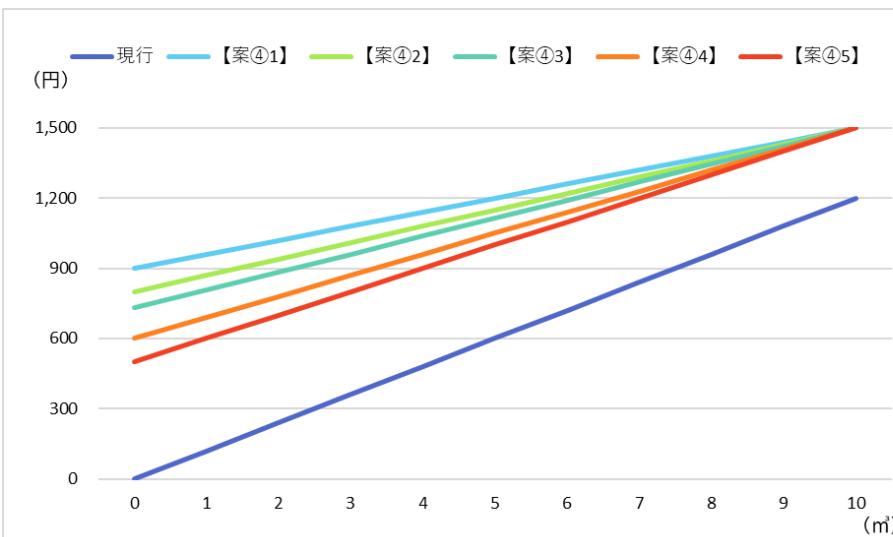
4 基本使用料と累進度について

4-3 累進度の設定

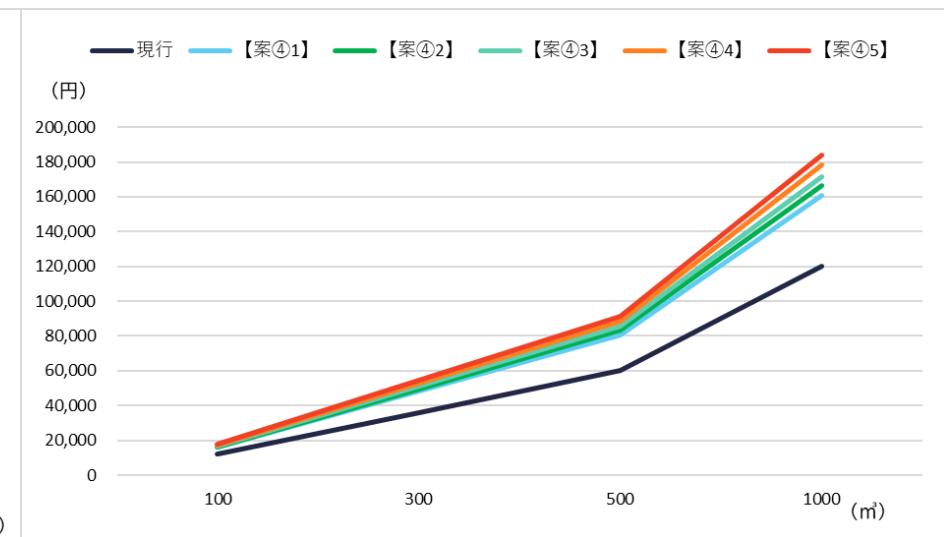
■ 少量使用者への配慮と大口需要家への負担

少量使用者の負担を軽くする → 大口需要家の負担が増える

■ 水量0~10m³の比較



■ 大口需要家の比較



5 使用料体系の検討

5-1 使用料体系設定のフロー

【使用料体系の検討】

【使用料体系設定のフロー】

前回：使用料改定水準

- ・下水道管理運営費（維持管理費、資産費）の算定
- ・使用料の対象とならない控除額（公費負担分等）の算定
- ・使用料収入（現行）と使用料対象経費を比較して収入不足額を確認
- ・使用料改定率の目安を判断

使用料対象経費の分解

- ・基本使用料、従量使用料等を定める際の基準として用いるために経費をその性質にしたがって分解

使用者群の区分

- ・使用料対象経費を個々の使用者に配賦する
- ・使用者を幾つかのグループに分ける

基本使用料の設定

- ・使用水量の有無に係わりなく賦課されるもの

累進度の設定

- ・大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦
- ・大量排水者の使用水量の変動が生活排水等に比べ概して大きい
- ・使用者間の負担の公平性の観点にも留意

使用料体系の検討へ

5 使用料体系の検討

5-2 使用料体系別・水量別 使用料比較

水量区分		現行	案④1	案④2	案④3	案④4	案④5	
基本使用料		0	900	800	730	600	500	
従量使用料	1	10	120	60	70	77	90	100
	11	20	120	155	155	155	155	155
	21	50	120	158	161	163	167	170
	51		120	161	167	172	179	185

(単位:円、税別)

m³	現行	【案④1】	【案④2】	【案④3】	【案④4】	【案④5】
0	0	900	800	730	600	500
1	120	960	870	807	690	600
2	240	1,020	940	884	780	700
3	360	1,080	1,010	961	870	800
4	480	1,140	1,080	1,038	960	900
5	600	1,200	1,150	1,115	1,050	1,000
6	720	1,260	1,220	1,192	1,140	1,100
7	840	1,320	1,290	1,269	1,230	1,200
8	960	1,380	1,360	1,346	1,320	1,300
9	1,080	1,440	1,430	1,423	1,410	1,400
10	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
20	2,400	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
30	3,600	4,630	4,660	4,680	4,720	4,750
40	4,800	6,210	6,270	6,310	6,390	6,450
50	6,000	7,820	7,940	8,030	8,180	8,300
100	12,000	15,870	16,290	16,630	17,130	17,550
300	36,000	48,070	49,690	51,030	52,930	54,550
500	60,000	80,270	83,090	85,430	88,730	91,550
1,000	120,000	160,770	166,590	171,430	178,230	184,050

現行使用料との対比

【案④1】		【案④2】		【案④3】		【案④4】		【案④5】	
840	700.0%	750	625.0%	687	572.5%	570	475.0%	480	400.0%
780	325.0%	700	291.7%	644	268.3%	540	225.0%	460	191.7%
720	200.0%	650	180.6%	601	166.9%	510	141.7%	440	122.2%
660	137.5%	600	125.0%	558	116.3%	480	100.0%	420	87.5%
600	100.0%	550	91.7%	515	85.8%	450	75.0%	400	66.7%
540	75.0%	500	69.4%	472	65.6%	420	58.3%	380	52.8%
480	57.1%	450	53.6%	429	51.1%	390	46.4%	360	42.9%
420	43.8%	400	41.7%	386	40.2%	360	37.5%	340	35.4%
360	33.3%	350	32.4%	343	31.8%	330	30.6%	320	29.6%
300	25.0%	300	25.0%	300	25.0%	300	25.0%	300	25.0%
650	27.1%	650	27.1%	650	27.1%	650	27.1%	650	27.1%
1,030	28.6%	1,060	29.4%	1,080	30.0%	1,120	31.1%	1,150	31.9%
1,410	29.4%	1,470	30.6%	1,510	31.5%	1,590	33.1%	1,650	34.4%
1,820	30.3%	1,940	32.3%	2,030	33.8%	2,180	36.3%	2,300	38.3%
3,870	32.3%	4,290	35.8%	4,630	38.6%	5,130	42.8%	5,550	46.3%
12,070	33.5%	13,690	38.0%	15,030	41.8%	16,930	47.0%	18,550	51.5%
20,270	33.8%	23,090	38.5%	25,430	42.4%	28,730	47.9%	31,550	52.6%
40,770	34.0%	46,590	38.8%	51,430	42.9%	58,230	48.5%	64,050	53.4%

5 使用料体系の検討

5-3 県内における使用料比較

※ 令和7年6月1日現在 (令和8年4月改定 つくば市、つくばみらい市)

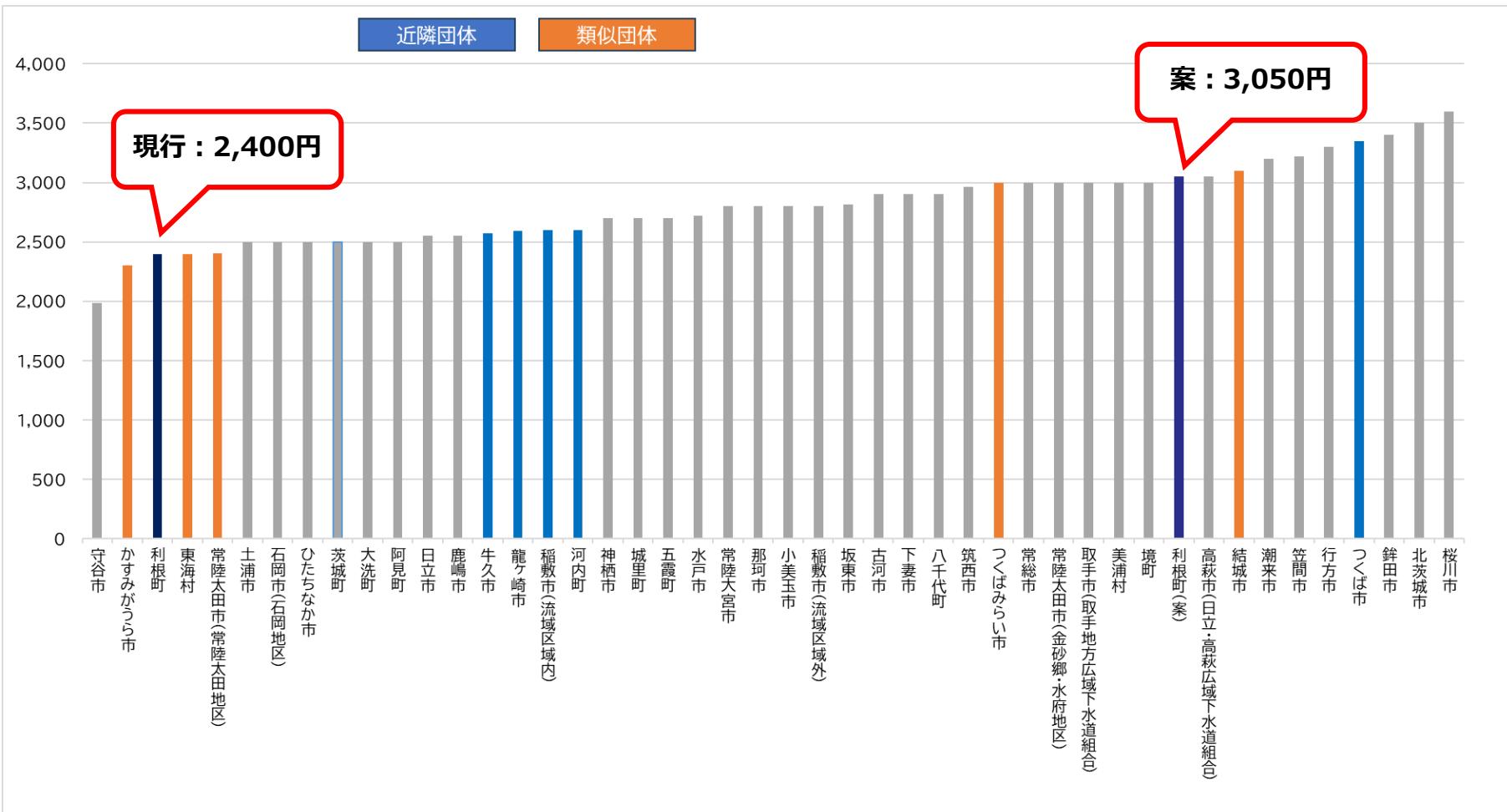
※ 1自治体内で使用料体系が異なる場合には分けて集計

※ 工業団地等を主対象にした公共下水道は除く

※ 類似団体：令和5年度「経営比較分析表」類似団体区分Cc1

処理区域内人口3万人未満、人口密度25人/ha以上、共用開始後年数30年以上

条例上の使用料20m³使用時 使用料（1か月あたり・税抜・円） 2か月調定の団体も1か月あたりに換算し比較



5 使用料体系の検討

5-4 使用料体系（案）と他団体との比較

水量区分		現行	案④1	案④2	案④3	案④4	案④5	
基本使用料		0	900	800	730	600	500	
従量使用料	1	10	120	60	70	77	90	100
	11	20	120	155	155	155	155	155
	21	50	120	158	161	163	167	170
	51		120	161	167	172	179	185

■龍ヶ崎市 (令和2年4月)

基本水量	7m ³
基本使用料	900円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料	
7m ³ 超	130円
20m ³ 超	140円
30m ³ 超	155円
50m ³ 超	175円
70m ³ 超	190円
100m ³ 超	215円
500m ³ 超	220円
1000m ³ 超	225円
5000m ³ 超	230円

■牛久市 (令和6年4月)

基本水量	10m ³
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料	
10m ³ 超	127円
20m ³ 超	140円
30m ³ 超	153円
50m ³ 超	166円
100m ³ 超	181円
200m ³ 超	196円

■つくば市 (令和8年4月)

基本水量	0m ³
基本使用料	850円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料	
0m ³ 超	80円
5m ³ 超	140円
20m ³ 超	150円
100m ³ 超	160円

■稻敷市 (平成20年4月)

基本水量	10m ³
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料	
10m ³ 超	130円
30m ³ 超	140円
50m ³ 超	150円
100m ³ 超	160円

■河内町 (平成4年12月)

基本水量	10m ³
基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料	
10m ³ 超	130円
20m ³ 超	140円
30m ³ 超	150円
50m ³ 超	160円
100m ³ 超	170円

近隣団体

類似団体

■結城市 (平成17年10月)		■常陸太田市 (平成2年4月)		■かすみがうら市 (平成18年6月)		■つくばみらい市 (令和8年4月)		■東海村 (昭和63年12月)		■五霞町 (平成元年4月)	
基本水量	10m ³	基本水量	10m ³	基本水量	0m ³	基本水量	0m ³	基本水量	10m ³	基本水量	10m ³
基本使用料	1,500円	基本使用料	1,200円	基本使用料	1,100円	基本使用料	800円	基本使用料	1,100円	基本使用料	1,300円
水量区分(1カ月)	1m ³ あたり	水量区分(1カ月)	1m ³ あたり	水量区分(1カ月)	1m ³ あたり	水量区分(1カ月)	1m ³ あたり	水量区分(1カ月)	1m ³ あたり	水量区分(1カ月)	1m ³ あたり
従量使用料		従量使用料		従量使用料		従量使用料		従量使用料		従量使用料	
10m ³ 超	160円	10m ³ 超	120円	10m ³ 超	120円	10m ³ 超	80円	10m ³ 超	130円	10m ³ 超	140円
20m ³ 超	170円	20m ³ 超	130円	20m ³ 超	130円	20m ³ 超	140円	20m ³ 超	140円	20m ³ 超	150円
30m ³ 超	180円	50m ³ 超	140円	30m ³ 超	140円	50m ³ 超	150円	50m ³ 超	150円	30m ³ 超	160円
50m ³ 超	190円	100m ³ 超	150円	50m ³ 超	150円	100m ³ 超	160円	100m ³ 超	160円	40m ³ 超	170円
100m ³ 超	200円			100m ³ 超	160円	500m ³ 超	170円	100m ³ 超	180円		
				1000m ³ 超	180円						

※類似団体：令和5年度「経営比較分析表」類似団体区分Cc1

処理区域内人口3万人未満、人口密度25人/ha以上、共用開始後年数30年以上

5 使用料体系の検討

5-5 近隣市町村における使用料比較

	利根町	案④1	案④2	案④3	案④4	案④5	低	<<	白色	>>	高
住民基本台帳人口 (R7.1.1)	15,498人						74,917人	83,820人	259,000人	37,012人	7,791人
基本水量	0m³	0m³	0m³	0m³	0m³	0m³	7m³	10m³	0m³	10m³	10m³
基本使用料	0	900	800	730	600	500	900	1,300	850	1,300	1,300
5m³	600	1,200	1,150	1,115	1,050	1,000	900	1,300	1,250	1,300	1,300
10m³	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,290	1,300	1,950	1,300	1,300
20m³	2,400	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	2,590	2,570	3,350	2,600	2,600
30m³	3,600	4,630	4,660	4,680	4,720	4,750	3,990	3,970	4,850	3,900	4,000
40m³	4,800	6,210	6,270	6,310	6,390	6,450	5,540	5,500	6,350	5,300	5,500
50m³	6,000	7,820	7,940	8,030	8,180	8,300	7,090	7,030	7,850	6,700	7,000
100m³	12,000	15,870	16,290	16,630	17,130	17,550	16,290	15,330	15,350	14,200	15,000
300m³	36,000	48,070	49,690	51,030	52,930	54,550	59,290	53,030	47,350	46,200	49,000
500m³	60,000	80,270	83,090	85,430	88,730	91,550	102,290	92,230	79,350	78,200	83,000
1,000m³	120,000	160,770	166,590	171,430	178,230	184,050	212,290	190,230	159,350	158,200	168,000

5 使用料体系の検討

5-6 類似団体における使用料比較

※類似団体：令和5年度「経営比較分析表」類似団体区分Cc1
処理区域内人口3万人未満、人口密度25人/ha以上、共用開始後年数30年以上

	利根町	案④1	案④2	案④3	案④4	案④5	結城市	常陸太田市	かすみがうら市	つくばみらい市	東海村	五霞町
							低	<<	白色	>>	高	
住民基本台帳人口 (R7.1.1)	15,498人						49,528人	46,390人	39,893人	53,503人	38,151人	7,933人
基本水量	0m³	0m³	0m³	0m³	0m³	0m³	10m³	10m³	10m³	0m³	10m³	10m³
基本使用料	0	900	800	730	600	500	1,500	1,200	1,100	800	1,100	1,300
5m³	600	1,200	1,150	1,115	1,050	1,000	1,500	1,200	1,100	1,200	1,100	1,300
10m³	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,200	1,100	1,600	1,100	1,300
20m³	2,400	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050	3,100	2,400	2,300	3,000	2,400	2,700
30m³	3,600	4,630	4,660	4,680	4,720	4,750	4,800	3,700	3,600	4,500	3,700	4,200
40m³	4,800	6,210	6,270	6,310	6,390	6,450	6,600	5,000	5,000	6,100	5,100	5,800
50m³	6,000	7,820	7,940	8,030	8,180	8,300	8,400	6,300	6,400	7,700	6,500	7,500
100m³	12,000	15,870	16,290	16,630	17,130	17,550	17,900	13,300	13,900	16,200	14,000	16,000
300m³	36,000	48,070	49,690	51,030	52,930	54,550	57,900	43,300	45,900	52,200	46,000	50,000
500m³	60,000	80,270	83,090	85,430	88,730	91,550	97,900	73,300	77,900	88,200	78,000	84,000
1,000m³	120,000	160,770	166,590	171,430	178,230	184,050	197,900	148,300	162,900	178,200	158,000	169,000